

入院や外来で医療費が高額になるときは

国民健康保険の 限度額適用認定証 をご利用ください

■ 住民課国保年金係 ☎028 (677) 6038

8月が更新・新規申請の時期です

国民健康保険では、入院や外来などで医療費の個人負担分が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分を給付しています。町発行の「限度額適用認定証」を医療機関に提示すれば、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

【年度更新】

すでに認定証を交付されている人が継続してご利用になる場合は、更新の手続きが必要です。住民課窓口で更新手続きを行ってください。

【新規申請】

入院などにより医療費が高額になると予想される人は、住民課国保年金係へお問い合わせください。

● 受付期間／8月1日～31日の平日8:30～17:15

※国民健康保険税に未納がある場合は、認定証が交付されない場合があります。

国民健康保険に

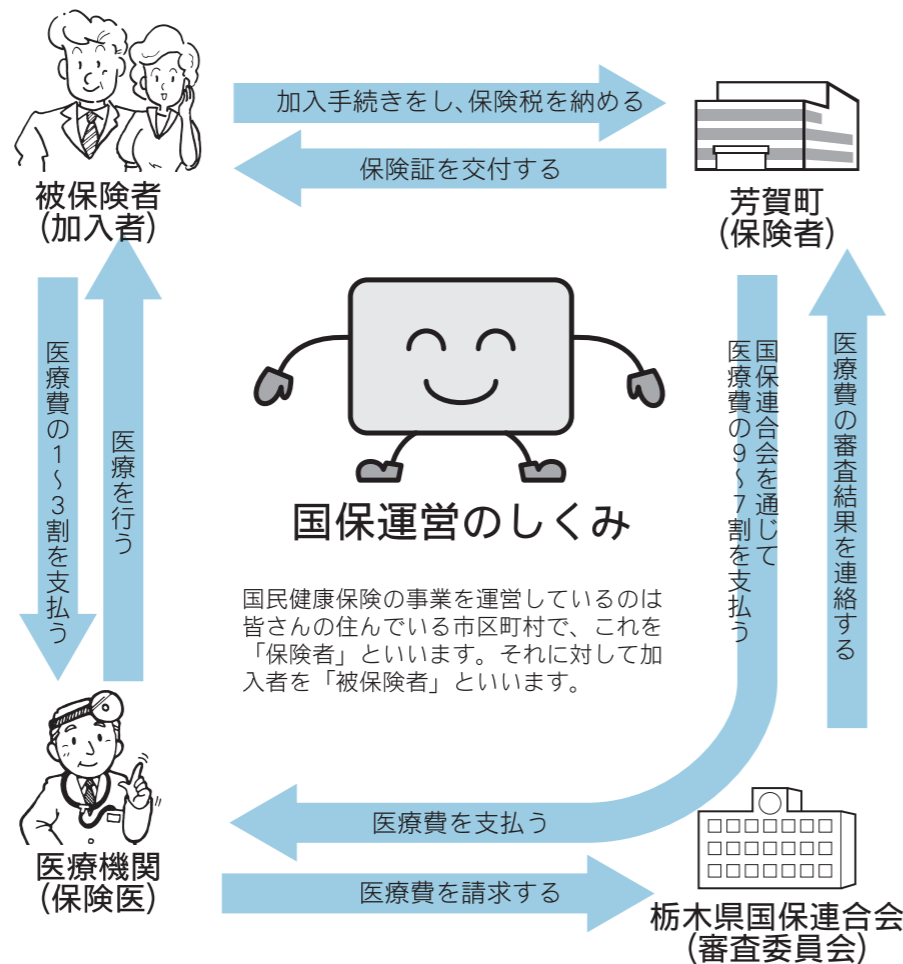
入るのは…→

ほかの市区町村から転入したとき、職場の健康保険などを抜けたとき、子どもが生まれたとき、生活保護を受けなくなったときです。加入が遅れると、被保険者となった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、保険証がない期間の医療費は全額自己負担となります。

高齢受給者証が 新しくなります

70歳になると、国民健康保険から高齢受給者証が交付され、誕生日の翌月から医療機関の窓口負担が軽減されます(現役並みに所得のある人は除く)。

高齢受給者証は毎年8月に切り替えになります。医療機関を受診する際には、必ず新しく届いた高齢受給者証と保険証を窓口提示してください。



自治会 行政区 に加入しよう



あたり前のように思っている私たちの生活の中のさまざまなことを自治会や行政区が支えています。

『遠くの親戚より近くの他人』…「いざ」というときには、お隣さんや近所の人たちが一番頼りになるものです。私たちの地域をより明るく住みよくするために、みんなで力を合わせましょう。

■ 企画課企画財政係 ☎028 (677) 6012

自治会・行政区とは

①住みよい地域を築く場です

地域をつくる主人公は住民の皆さんです。地域をより良いものにしていくためには、住んでいる人同士が地域のこれからを考え、お互いに協力していくことが大切です。

自治会や行政区は、より住み良い地域を築いていくことを大きな目的として組織されていて、さまざまな活動をしています。

②地域住民の親睦と連帯の場です

自治会や行政区は、人びとのふれあいや話し合う場です。お互いが協力してさまざまな活動に参加し、自分にできることや得意なことを通じて、楽しさや心のふれあいを発見する場です。

③地域課題の発見と解決の場です

地域には、さまざまな課題があります。例えば、ごみの収集、交通安全、防犯・防災、青少年の非行防止、高齢者の生きがいづくり、道路・公園などの生活環境整備などです。このような問題は、個人や家庭だけで解決することは難しく、地域の住民が力を合わせなければ解決できないものも多くあります。

自治会・行政区は、それぞれの要望や意見を吸収して、それについて十分話し合い、利害を調整し、地域全体の共通課題としてまとめあげて、一つずつ解決していく場です。



芳賀町自治会連合会とは

各自治会は、相互の親睦と連絡調整を図り、町の発展と住民福祉の増進に努めることを目的に「芳賀町自治会連合会」を組織しています。自治会連合会は、町政に対する地域の要望を伝え、地域をより住み良くしていくため、町政と地域のパイプ役として積極的に活動しています。また、毎月定例会を開き、情報の共有化を図っています。

平成24年度の自治会長

自治会名	会長名	電話番号
祖母井	河野十三男	677-1361
稲毛田	岩村 誠	677-1105
上延生	岩崎 豊	677-3500
下延生	○赤澤 和男	678-0331
与 能	押久保光雄	678-1188
下高根沢	菅又 俊	677-2483
〃(中部)	(杉田 仁)	(677-3543)
〃(北部)	(石村 正)	(677-1562)
芳志戸	大谷津隆昭	677-2264
八ツ木	宮田 朝男	677-0867
上 給	○鈴木 秀幸	677-1006
東水沼	石下 光男	678-0819
西水沼	柳沢 三壽	678-1033
東高橋	手塚 貞男	678-0581
西高橋	◎高橋 一彦	678-0906

(敬称略)

※◎連合会会長 ○副会長

※下高根沢自治会は3自治会(南・中・北)による代表制をとっています。

お問い合わせは各自治会長(右表参照)
または企画課企画財政係へ